

第一回 AJ フォーラム (研究会)

市民的公共性と公共圏

日程：2005年6月17日(土)

場所：国士舘大学世田谷校舎 中央図書館 GS ルーム

宮本 憲一 (立命館大学客員教授)

日本では、公共性の定義や基準に対する論議が遅れていた。財産のみならず生命も天皇にささげていた戦中は、公共は権力的な意味を持っていた。この時代、公共性についての学術的な検討は殆どなく、また、社会科学の中でもあまり重視されていない。法学においても、公共性や公益は法律で確定しているとし、具体的な研究はされてこなかったようである。しかしながら憲法上の理論と現実の差は深く、それをどのように埋めていくかという課題もあり、また民営化や規制緩和、経済のグローバル化により、世界レベルの基準とすり合わせていかなければならなくなった部分も併せて、次第に公共性の基準や羅列が学会や社会において議論されるようになった。福祉教育や公共サービスなど国民の意識が変化するにつれ、国家の民主性や公共性が問われるようになってきたのである。

公共圏というのは、ハバマスによると、市民が自由に政治や表現の自由や人権の確立に対する議論を行う場であり、公共性が確立していく空間を意味している。公共性は、市民革命によって国家が無産になったことと関連して台頭した。革命により市民の財産権が認められ、それに基づく基本的人権が確立した。市民の自由を保障し、公共性を伴ったサービスを行う代償として、国は租税を強制的に徴収した。

近代日本の歴史の中では、公権力の行使は権力と結びついていた。戦後の憲法改正により、平和と基本的人権及び民主主義が理念として確立したが、強固な官僚主義の影響は残っていた。最初に公共性が公の場で議論されたのは、大阪空港の公害問題からである。住宅の密集する地でのジェット機導入により、周辺は騒音や振動など大変な被害を被った。裁判の過程で公共事業というのは、どの基準で行えばいいのか問われ、政府は空港の社会的な有用性を主張した。他には公害という社会的損失とその有用性を計算した上で、公共性に価値を見出そうという意見も出た。こういった中で 1) 公共施設が社会の生産や生活の一般的条件を保障し、2) 全ての人民に平等に利用され、3) 基本的人権や自然的環境、アメニティなどの福祉や環境を改善することを条件とし、4) 設置改良に住民の同意を得る民主主義的手続きが保証されている、ということが公共性の判断基準として議論された。この際、裁判官は、空港のみならず環境にも公共性があり、優先されるべきは環境であろうという意見を述べたが、こういった経緯により、公共事業の公共性というのは、人権や環境保全を前提としていることが、次第に認められるようになってきた。加えて、次世代以降の人権、他国の人民の社会も保障すべきではないのかという、アメニティ権も認識されつつある。公共空間というものをどのように考えるかに際して、権力的公共性から市民的公共性への移行時に、基本的人権やアメニティを基本にして定義されるようになってきたのである。

サバスが著した、公共部門の民営化より抜粋した図からは、多くのものが公共財なのか民間財なのか分かりにくいという点が浮かび上がる。その基準は排除可能か否かであるが、高等教育など私的且つ公共的な側面を併せ持つ混合財と呼ばれる中間財が増えてきている。生産の社会化、生活の社会化が進む

こういった準公共財が多くなるが、高等教育などの混合財については、自由競争だけでなくある程度の計画の枠組みも必要であろう。公共性の基準は、ひとつの定義では考えにくく、ケースバイケースでの検証が重要となってくる。次世代及び多国籍な環境を含む基本的人権を確保すること、それらを維持できる状況が持続可能な社会なのである。

現在注目されているのは中国の公共圏である。国有企業が解体され、民事事業として活動を行うことになると、国家は無産となり租税国家となるが、それに向かっての公共圏の混合が行われている。中国独自の考えが租税国家の成立と交わることにより、これまでとは違った形態を持った公共圏が生まれていくことになる。ただし、環境の悪化や土地の消耗を防ぐための対策を熟慮しないと、高度成長期時代の日本が経験した環境汚染などを経験するであろう。過去のケースを反省して、中国の市民的公共圏がどのような推移を見るのか、それがこれから注目されるところである。